

令和2年7月8日

家の中の事故に気を付けましょう！

—令和2年度「子どもの事故防止週間」を7月20日から実施します—

令和2年4月から5月末までの緊急事態宣言等による外出自粛要請期間中に発生した、家の中での14歳以下の子どもの事故又はヒヤリ・ハットについて、消費者庁でアンケート調査を実施しました。

[調査結果のポイント]

- ◆ 24%の方が家の中の事故又はヒヤリ・ハットの経験あり
- ◆ 事故内容については「落ちる」事故が最も多く、中でも階段が多い
- ◆ 発生場所については台所、リビング、階段の順に多く発生

子どもの動きは予測がつかない上に、ずっと目を離さないでいるのも困難です。事故を防ぎ、万が一何かが起きたときでも危害を最小限にできるよう、今回御紹介した事例と対策を参考にして、子どもの目線に立って、家の中の家具・家電の置き場所等、危険な場所・物をもう一度見直してみましよう。

1. 消費者庁が行ったインターネットアンケート調査概要及び結果

実施期間：令和2年6月16日～18日

調査対象：全国の20歳以上の男女（3,109人）のうち、令和2年4月から5月末までの緊急事態宣言等による外出自粛要請期間中に子ども（14歳以下）の事故又はヒヤリ・ハット¹の経験がある方（756人）から抽出した500人

14歳以下の子どもがいる3,109人のうち756人（24%）の方が、令和2年4月から5月末までの期間に子どもの事故又はヒヤリ・ハット（以下「事故等」といいます。）の経験があると回答していました（図1）。この中で500人に本調査を実施しました。

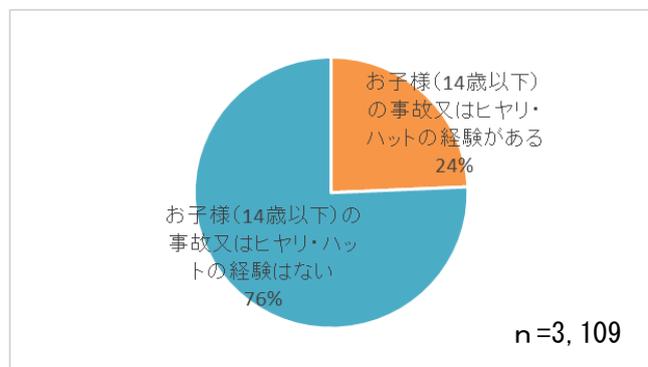


図1 事故等の経験の有無

¹ 本資料において、ヒヤリ・ハットとは、事故には至らなかったものの、けがをしそうになった、危ない思いをした等を指します。

「事故・ヒヤリ・ハットの内容について起こった場所ごとにお答えください。(複数回答)」との設問に対して、事故等の内容を見ると、「落ちる」事故等が発生したとする回答が最も多く、219件でした(図2)。

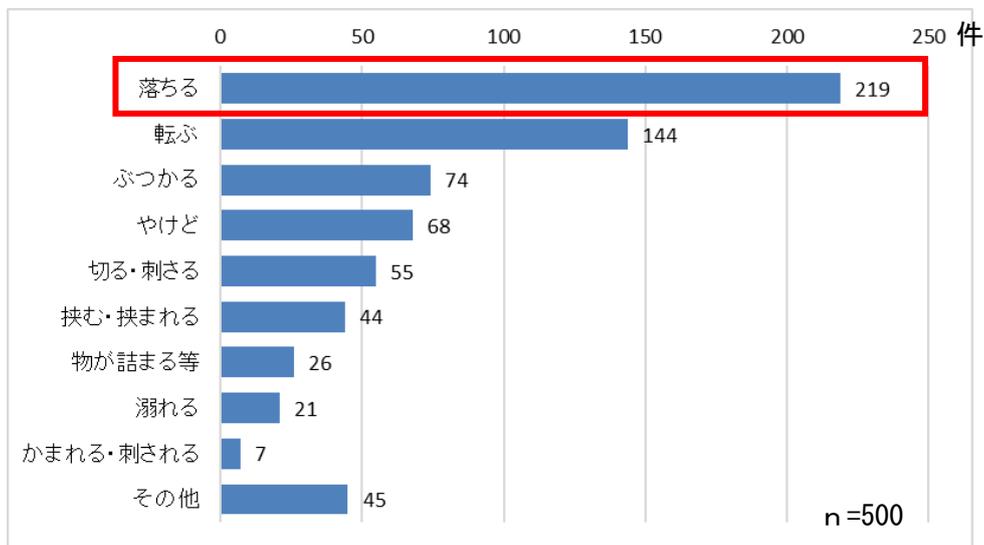


図2 事故等の内容(複数回答)

また、事故等が起こった場所については、台所が168件と最も多く、御自宅での料理の頻度が増えたことが関係している可能性が示唆されます。次にリビングが137件、階段が119件と続きます。性別で見ると、階段での事故等発生件数は男児が女児の約2倍であることが分かります(図3)。

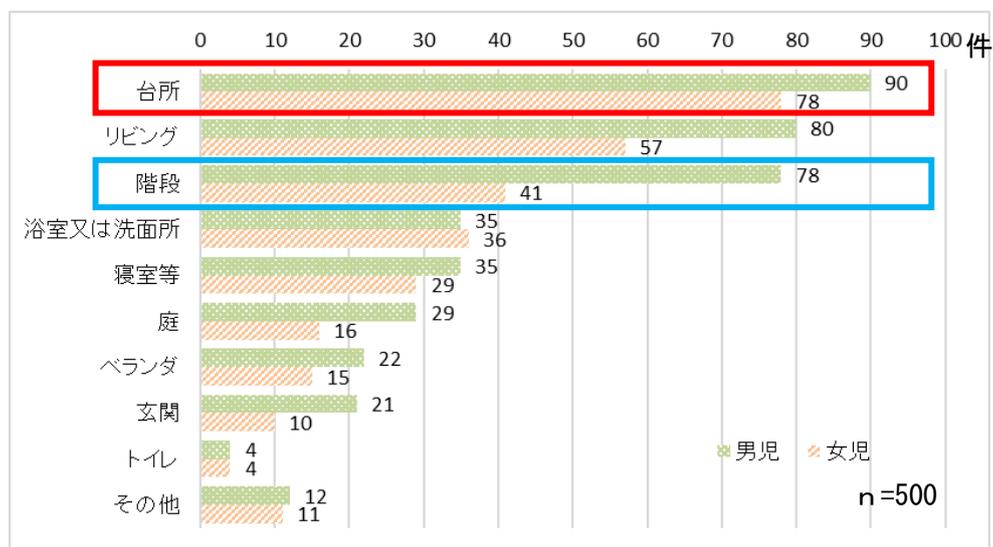


図3 事故等が発生した場所(複数回答)

そして、場所と事故等の内容の両方で見ると、階段での「落ちる」事故が 87 件と最も多く、台所での「やけど」事故が 60 件、台所での「切る・刺さる」事故が 42 件、リビングでの「落ちる」事故が 41 件発生していました（図 4）。

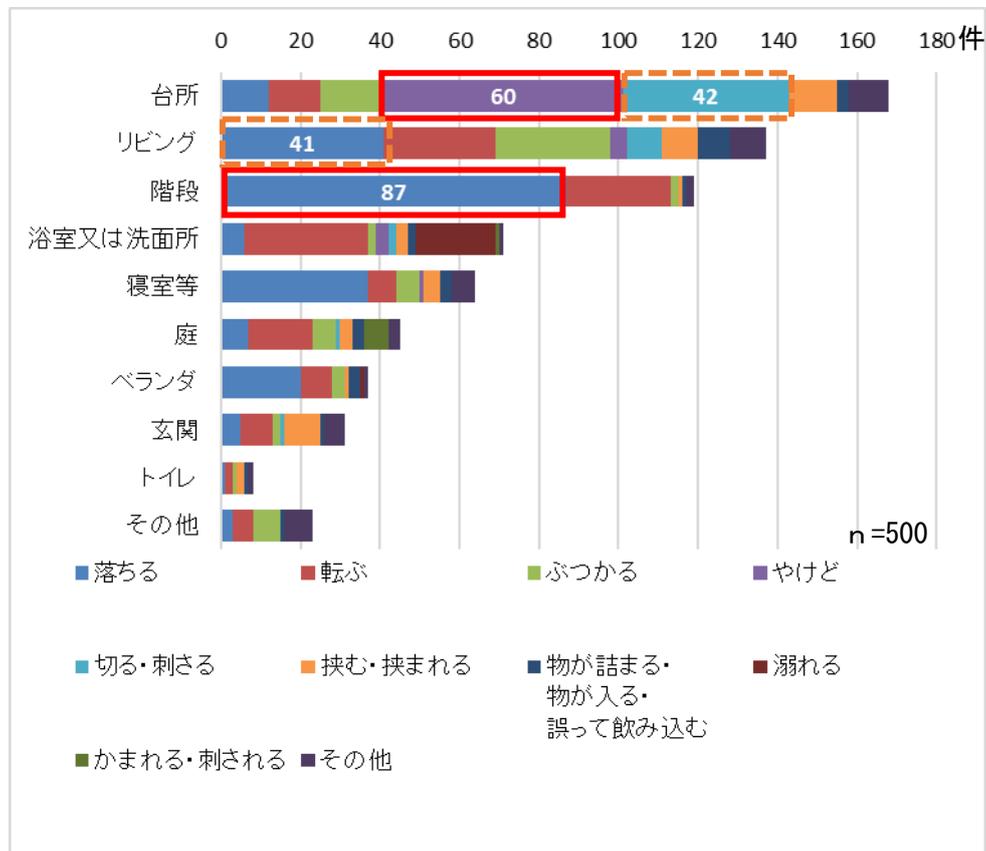


図 4 場所及び事故等内容別発生件数（複数回答）

年齢及び性別については、1歳男児の事故等の発生が最も多いことが分かりました（図 5）。

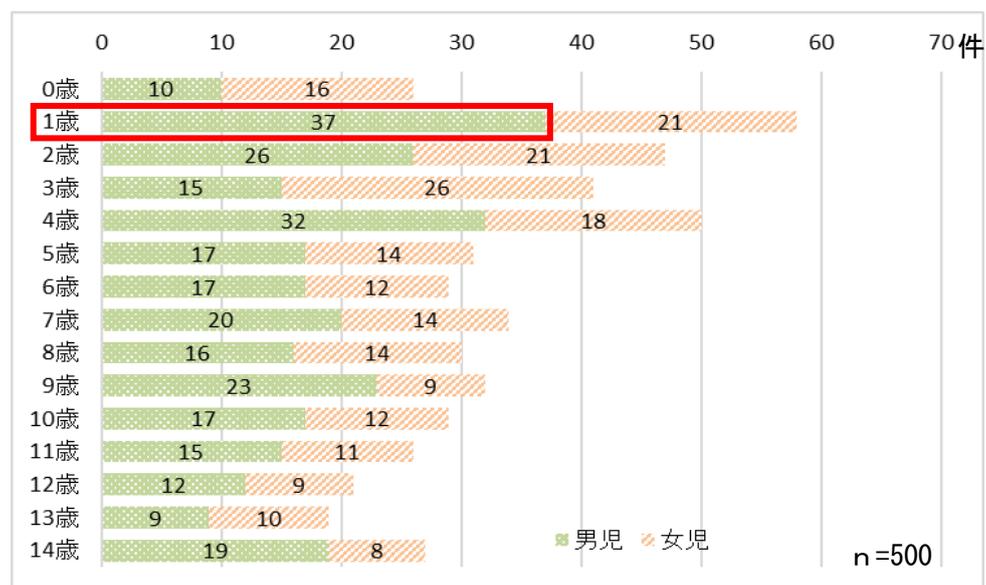


図 5 年齢及び性別ごとの発生件数

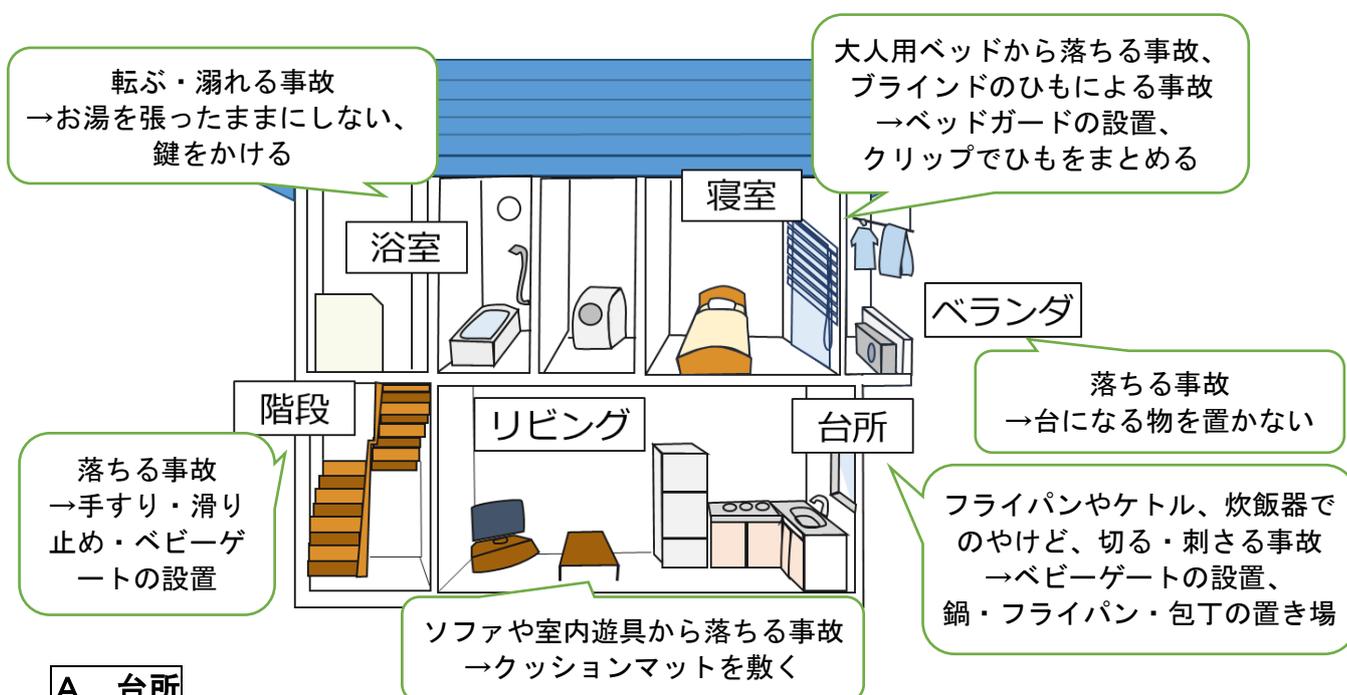
2. 事故防止のためのアドバイス

子どもの動きは予測がつかない上に、ずっと目を離さないでいるのも困難です。事故を防ぎ、万が一何かが起きたときでも危害を最小限にできるように、今回御紹介した事例と対策を参考にして、子どもの目線に立って、家の中の家具・家電の置き場所等、危険な場所・物をもう一度見直してみましょう。

3. 事故の事例と具体的な対応策（主な場所別）

「事故等の具体的な内容」と、「事故等の防止のために今までとやり方を変えたこと、工夫していること、気を付けていること」の設問に対する、主な回答です。

A. 台所、B. リビング、C. 階段、D. 浴室又は洗面所、E. その他



A. 台所

(1) 「やけど」事故

① アンケートにおける事故事例

- ◆ ケトルのお湯をこぼしてやけどをした（5歳男児）
- ◆ ケトルのケーブルを引っ張って落とした（2歳女児）
- ◆ ステンレス製の鍋（持ち手まで熱くなるタイプ）にうっかり手を触れてしまい手のひらにやけどをするところだった（8歳女児）
- ◆ 家の中を走り回っていて、調理直後のフライパンの取っ手にぶつかった（5歳男児）
- ◆ 自分で椅子を持ってきて火の付いているガス台を触ろうとした（3歳女児）
- ◆ 熱くなった魚焼きグリルを触ってしまった（1歳男児）



② アンケートにおける対策

- ✓ ベビーゲート等の柵で台所に入らないようにする
- ✓ 調理が終わった鍋やフライパンの取っ手のはみ出さないように向きを変える
- ✓ 炊飯器、ケトルなどは手の届かない高さに置く

③ 医療機関ネットワーク事業における事故の発生傾向

消費者庁には、平成27年1月から令和元年12月末までに、医療機関ネットワーク事業²の参画医療機関から、14歳以下の子どものやけど事故に関する情報が1,529件寄せられています³。年齢別に見ると、1歳児の事故が最も多いことが分かりました（図6）。

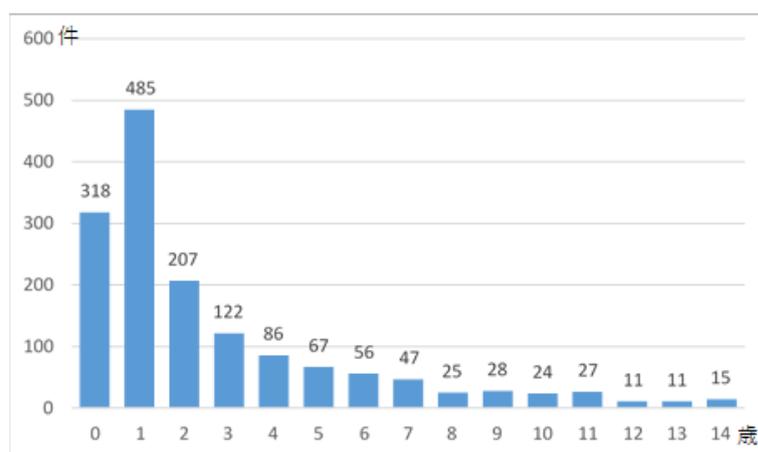


図6 年齢別やけど事故の件数

さらに、中等症以上の事故186件の事故の状況のうち、食器に入ったラーメンや味噌汁、急須やカップのお茶等による事故が75件と最も多く、次に電気ケトルやポットに関する事故が28件、鍋やフライパンによる事故が26件でした（図7）。

² 「医療機関ネットワーク事業」とは、参画する医療機関（令和2年6月末時点で27機関が参画）から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業（平成22年12月運用開始）。ただし、医療機関数は変動している。件数は本件のために消費者庁が特別に精査したもの。

³ 台所以外の事故も含む。

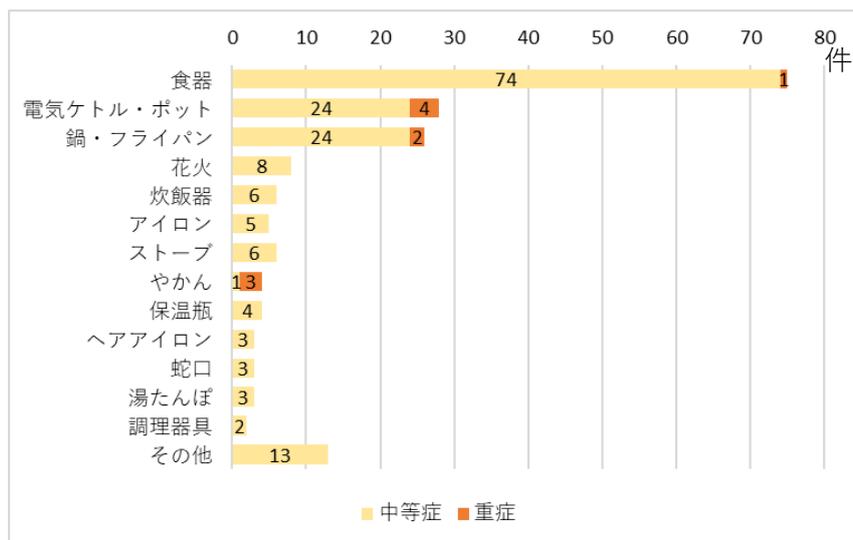


図7 中等症以上の事故の状況

④ やけどを防止するためのポイント

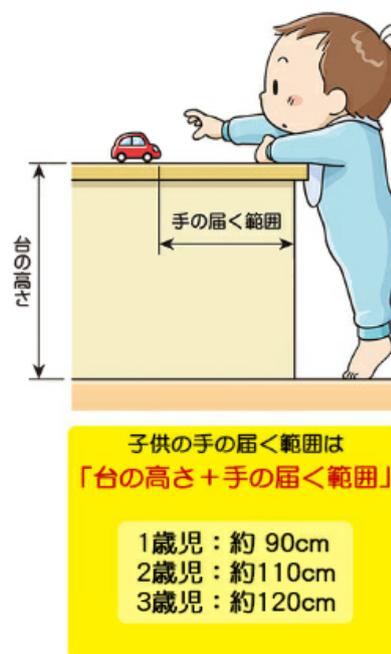
(ア) テーブル等につかまり立ちをして、食器や鍋に手が届いてしまうことにより事故が発生しています。お茶、味噌汁、カップ麺などの高温の飲物や食べ物を扱うときは、子どもの手が届かない場所に置きましょう（図8⁴）。

(イ) テーブルクロスやテーブルマットは、子どもが引っ張って、その上に載った食器等を倒す原因になりやすいので使用を控えましょう。

(ウ) 高温の蒸気や熱湯に触れるおそれのある電気ケトルやポットはお湯が出ないように必ずロックし、子どもの手の届かない場所に置きましょう。

(エ) 高温になる製品を使用する場所に乳幼児が立ち入らないよう、ベビーゲートを置くなど安全対策を実施しましょう。

(オ) 蒸気が出ない、炊飯中に蓋が開かない等の機能のある炊飯器が販売されています。また、Sマーク⁵が付いている電気ケトルや電気ポットは、転倒時に湯こぼれしにくい構造となっています。事故を未然に防ぐため



参考 NPO法人 Safe Kids Japan

図8 子どもの手の届く範囲

⁴ 政府広報オンラインより

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201809/2.html>

⁵ Sマーク制度は、電気用品安全法を補完し、電気製品の安全のための第三者認証制度。Sマークは、第三者認証機関によって製品試験及び工場の品質管理の調査が行われ、安全性を確認した製品にのみ表示することができる。



に、安全に配慮された製品を選ぶようにしましょう。

参考：消費者庁「炊飯器や電気ケトル等による、乳幼児のやけど事故に御注意くださいー使用環境に注意し、安全に配慮された製品で事故防止をー」（平成 29 年 12 月 13 日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171213_0002.pdf

（２）「切る・刺さる」事故

① アンケートにおける事故事例

- ◆ 箱に戻していたミキサーをいつの間にか棚の中から取り出して刃の部分をつかんで遊んでいた（２歳男児）
- ◆ 子ども用の包丁できゅうりを切る手伝いをさせていたら、いつの間にかまな板が血だらけになっていた。痛くなかったので気付かなかったようだが、親指の付け根をざっくり切っていた（３歳男児）
- ◆ 台所で包丁を使って料理を作っているときに、よく隣に来て見ているのだが、まな板の上にある野菜を子どもが急に手に取ろうとし、切りそうになってしまった（２歳男児）
- ◆ 知らないうちに包丁を持っていた（４歳男児）
- ◆ 調理台に手を伸ばし、包丁が落ちそうになった（０歳男児）



② アンケートにおける対策

- ✓ ベビーゲート等の柵で台所に入らないようにする
- ✓ 包丁や刃物は使ったらすぐに棚や引き出しの奥の方にしまう
- ✓ 子どもが料理をするときは常に横で見守る

B. リビング

「落ちる」、「転ぶ」、「ぶつかる」事故

① アンケートにおける事故事例

- ◆ 室内用滑り台から落ちて額をぶつけ、救急外来で５針縫合した（１歳男児）
- ◆ ソファに座らせて遊ばせていたら落ちそうになった（０歳女児）
- ◆ リビングの棚が倒れてきた（５歳女児）



- ◆ 久しぶりに外から聞こえたお友達の声に反応して、腰高窓を開け、身を乗り出し落ちそうになった（4歳男児）
- ◆ テレワーク用にリビングに持ち込んだ回転キャスター付のリクライニングチェアに子どもがよじ登って遊ぼうとしてキャスターが動き転落。テーブルとの距離も近く角もあり落ちどころが悪かったら大惨事になりかねなかった（2歳女児）



② アンケートにおける対策

- ✓ クッションマットを敷く
- ✓ テーブルの角にクッション材を付ける
- ✓ 棚はしっかりと器具を使って固定する
- ✓ 子どもの手が届く窓には二重にロックをし開けられないようにする

C. 階段

「落ちる」事故

① アンケートにおける事故事例

- ◆ 2階から転げ落ちて全身アザだらけになった（0歳女児）
- ◆ 自宅の2階から簡易の黒板ボードを持って降りようとする際、足元が見えにくかったため、階段の中程で足を踏み外したが、幸い一段落ちただけで、けがはなかった（7歳女児）
- ◆ タオルケットを持って階段を上っていたところ、それを踏んでしまい、2段ほど落ちた。真ん中の踊り場だったのでそれ以上落ちず、けがもなく済んだ（4歳男児）
- ◆ 手をつないで階段を降りていたが、急に「じゃーんぷ！」といて飛んで落ちそうになった（1歳女児）
- ◆ 母親が子どもを抱っこして階段から降りるときに足を滑らせて転びそうになった（6歳男児）

② アンケートにおける対策

- ✓ ベビーゲート等の柵を付ける
- ✓ 滑り止め又は手すりを付ける
- ✓ コーナーにクッションを置く
- ✓ なるべく物を持って上り下りしない
- ✓ 必ず手をつなぐか、嫌がるときは自分が先に降りて下からすぐ支えられるようにする



- ✓ 階段では走らないことを約束する

D. 浴室又は洗面所

① アンケートにおける事故事例

- ◆ お風呂で寝て溺れそうになった（3歳男児）
- ◆ 少し目を離した際に静かに沈んでいた（4歳女児）
- ◆ 浴槽を覗いていたら落ちた（3歳女児）
- ◆ 一人で湯船に入ろうとして、足を滑らせてお湯の中に頭ごと浸かり、息がなくなっていた（4歳男児）

② アンケートにおける対策

- ✓ 目を離さない。お湯を張ったままにしない
- ✓ ドアを閉め、鍵をかける

③ 人口動態調査における事故の発生傾向

厚生労働省の人口動態調査によると、平成26年から30年までの5年間で家庭における不慮の溺死及び溺水事故は148件発生し、うち浴槽に関するものは136件です。0～4歳で最も多く発生しています（図9⁶）。

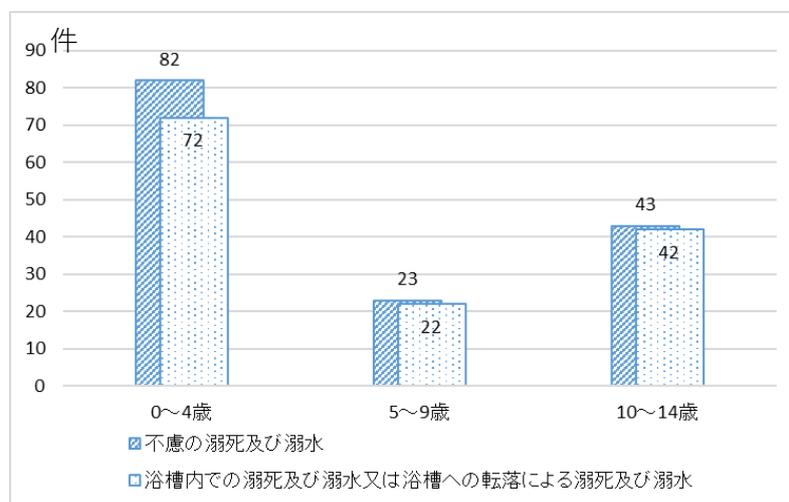


図9 家庭における不慮の溺死及び溺水並びに浴槽に関するものの件数

⁶ 厚生労働省「人口動態調査」上巻 表 5.35 家庭における主な不慮の事故による死因別にみた年齢別死亡数のうち、14歳以下の数値を基に消費者庁にて作成。令和2年6月1日現在、平成26年～平成29年の数値については、再集計が行われ、数値が変わる可能性がある。浴槽に関するものは、浴槽内での溺死及び溺水並びに浴槽への転落による溺死及び溺水の和。

④ 事故を防止するためのポイント

(ア)子どもは、少しの間でも目を離れた隙に溺れてしまうことがあります。バランスを崩しやすいため、浮き輪等をつけていても事故は発生しています。子どもと一緒に入浴しているときは、子どもから目を離さないようにしましょう。



(イ)子どもが浴室に入ってしまう、浴槽に転落し、溺れることがあります。入浴の前後は、浴室に外鍵をかけるなど一人で入らせないようにしましょう。

E. その他

(1) 物が詰まる・誤って飲み込む事故

① アンケートにおける事故事例

- ◆ 半分に切れるままごとのにんじんを口に入れ、取れなくなった（3歳男児）
- ◆ おもちゃのシールを飲み込んだ（2歳女児）
- ◆ 洗剤を飲もうとしていた（7歳男児）
- ◆ ペロペロキャンディのおもちゃを舐めていたら、渦巻模様の布が剥がれており、口の中に入っていた。誤って飲み込むところだった。（1歳男児）



② 医療機関ネットワークにおけるボタン電池の誤飲事故の発生傾向

今回のアンケートでは見られませんでした。ボタン電池を誤飲すると、食道にとどまり、放電の影響によって短時間でも潰瘍ができて穴が開いてしまうなどの重篤な症状が生じることがあり、場合によっては死に至るなど大変危険です。特に、コイン形のリチウム電池は、平たく幅が広く、食道等に



に停滞しやすいだけでなく、電池を使い切るまで他の電池より高い電圧をそのまま保持する特性があるため、誤飲したときの危険性はより高くなります。

医療機関ネットワークには、14歳以下の子どもがボタン電池を誤飲したという報告が平成27年1月から令和元年12月末までに124件、誤飲の疑いや鼻に詰めた報告も含めると248件寄せられています（図10）。年齢別では、3歳以下が220件（89%）と大半を占めており、中でも1歳児の誤飲及び誤飲疑いが116件（47%）と最も多く発生しています。被害程度の内訳は、要入院が32件、要通院が26件、即日治療完了が145件、処置を必要としないが42件、その他が3件でした。

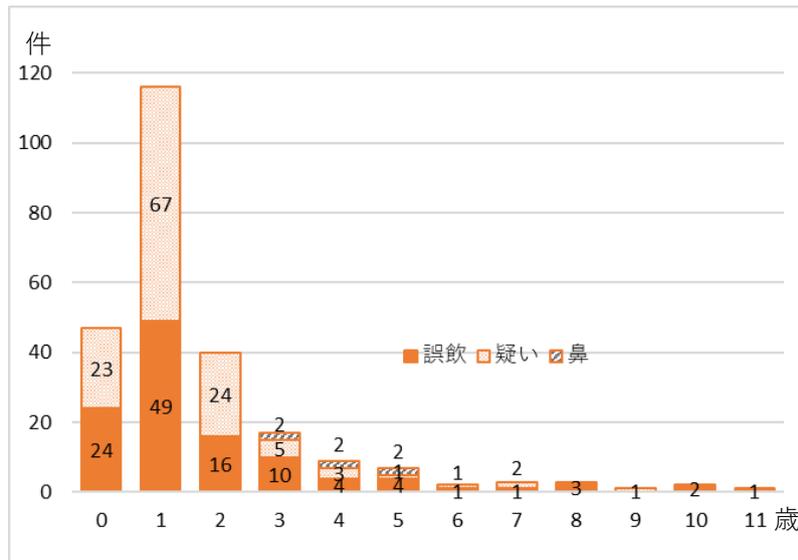


図10 年齢及び事故内容別ボタン電池誤飲等発生件数

また、事故直前にボタン電池が使用された（又は使用されたと思われる）状況を見ると、保管・放置されていた際の事故が最も多く、次いでおもちゃ、キッチンタイマー、補聴器、ライトなどに使用されていた際の事故が多いことが分かりました（図11）。

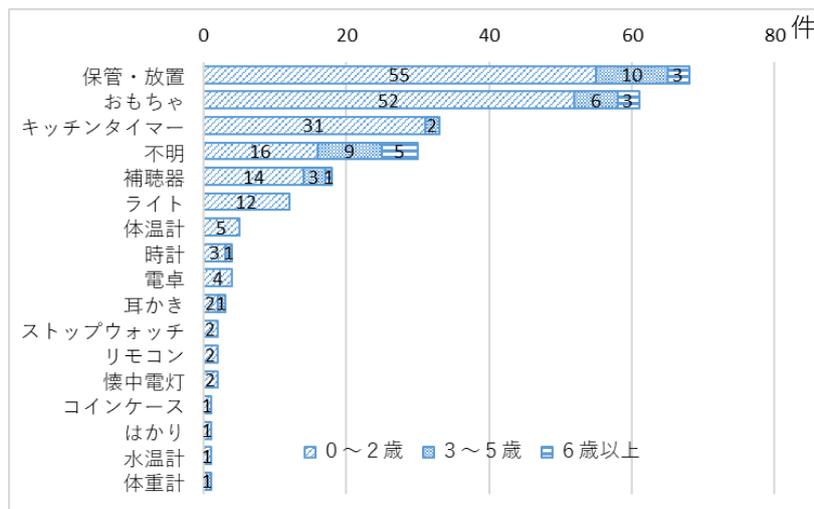


図11 年齢及び使用状況別ボタン電池誤飲等発生件数

③ ボタン電池の誤飲を防ぐためのポイント

- (ア) 御家庭にあるボタン電池は、未使用、使用済みにかかわらず絶対に子どもの手の届かない場所に保管しましょう。また、購入の際は乳幼児が素手で開けられない誤飲防止パッケージを選びましょう。
- (イ) ボタン電池が使用されているおもちゃの電池蓋が外れやすくなっていないか、確認しましょう。上の年齢の子のおもちゃには特に注意しましょう。

参考：消費者庁、国民生活センター「乳幼児（特に1歳以下）のボタン電池の誤飲

に注意！－重症化することを知らない保護者が6割も！！－」（平成 26 年 6 月 18 日）

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20140618_1.pdf

（２）ベランダでの「落ちる」事故

① アンケートにおける事故事例

- ◆ 換気のため網戸を閉めつつ窓を開けていたところ、自分で網戸を開け、外の景色を見ようとベランダの収納ボックスに登って、柵を乗り越えて落ちそうになった（6歳男児）
- ◆ ベランダの室外機に登ってしまい、向かいの住人が大声で叫んで教えてくれたのでそれに気付くことができた（3歳男児）

② アンケートにおける対策

- ✓ 子どもだけでベランダに出さない
- ✓ 室外機を覆うように物置を設置し、室外機に登れないようにした
- ✓ 網戸用の補助錠を利用する

（３）寝室での事故

① アンケートにおける事故事例

- ◆ コンセントに鍵を差し込んで感電して傷ができた（3歳女児）



② アンケートにおける対策

- ✓ コンセントカバーを設置

（４）ブラインド等の操作用ひもによる窒息

今回のアンケートでは見られませんでした。ブラインド、ロールスクリーンやロール網戸等（以下「ブラインド等」という。）（図 12）のひも部分、カーテン留め等のひも状部分などが、子どもの首に絡まると、気道閉塞による窒息又は酸素欠乏による神経障害が起こり、これによって 15 秒以内に気絶し、2～3分で死亡する可能性があります。

周辺の椅子やソファから飛び降りた際に、ひもが首に引っ掛かり事故が発生している場合もあります。

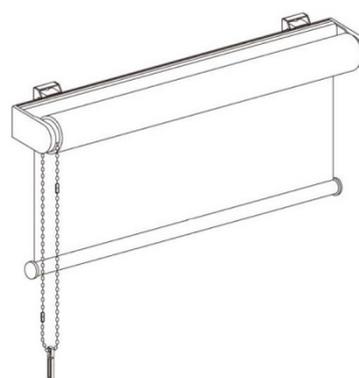


図 12 ブラインドの例
（提供：日本ブラインド工業会）

① 事故の発生傾向

消費者庁には、平成22年4月から令和2年5月末までに、医療機関ネットワークの参画医療機関から、ブラインド等のひもが子どもの首に絡まる事故情報が4件寄せられています。また、事故情報データバンク⁷には、平成21年9月から令和2年5月末までに、ブラインド等の操作用ひもや天窓の開閉用チェーン等が首に絡まる事故情報が8件寄せられ、うち死亡事故が1件発生しています。事故は、1歳から3歳までで多く発生していますが、4歳から9歳まででも発生が見られます。

② ブラインド等のひもによる窒息を防止するためのポイント

(ア) 操作用のひもが付いていない製品を選びましょう。ひも付きの場合は、規定以上の重さがかかると、ひものつなぎ目部分が外れる解除ジョイント（セーフティジョイント）（図13）等の安全対策が施された物を選ぶようにしましょう⁸。

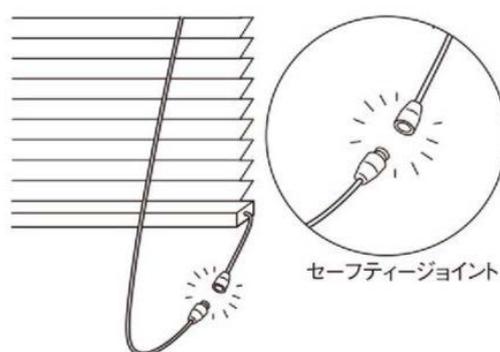


図13 解除ジョイント（セーフティジョイント）
（提供：日本ブラインド工業会）

(イ) 既にひものあるブラインド等を設置済みの場合は、クリップ等を用いて、ひもを上の方でまとめ、子どもの手が届かないようにしましょう（図14）。また、近くの家具に登ったり、家具からジャンプしたりして届く場合がありますので、周辺に家具（テーブル、棚、椅子等）が無いか確認しましょう。

⁷ 「事故情報データバンク」は、関係機関から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるために、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと提携して運用しているデータ収集・提供システム（平成22年4月運用開始）。事実関係及び因果関係が確認されていない事例も含む。

⁸ ロール網戸を除くベネシャンブラインド、ロールスクリーン等については、JIS A4811「家庭用室内ブラインドに附属するコードの要求事項—子どもの安全性」により、「子ども（6才未満）が背伸びして手が届く範囲にひもが無いこと」、「ひも等によって形成されるループ（輪のような形の閉構造）が子どもの顎の高さまで無いこと」、「子どもの頭部が挿入可能なループが無いこと」、「一定の荷重によって、ひもが分離する機能（セーフティジョイント）を持つこと」等、少なくともどれか1つを満たすよう規定されている。

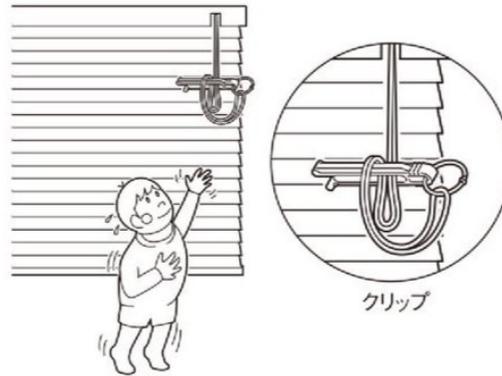


図 14 クリップでひもをまとめる（提供：日本ブラインド工業会）

参考：消費者庁「ブラインド等のひもの事故に気を付けて！—平成 22 年から 26 年までに 3 件の死亡事故—」（平成 28 年 6 月 29 日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160629kouhyou_1.pdf

4. 参考

東京都 ヒヤリ・ハット調査

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/hiyarihat/>

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9200 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>